

指定管理業務点検・評価シート（令和7年度業務）

令和8年7月30日

施設名	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (はわい長瀬地区及び宇野地区)	所在地	鳥取県東伯郡湯梨浜町（宇野、橋津）
施設所管課名	生活環境部くらしの安心局まちづくり課	連絡先	0857-26-7403
指定管理者名	中一&スマイルカンパニー株式会社	指定期間	令和7年11月1日～令和27年3月31日

1 施設の概要

設置目的	広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的とする。
設置年月日	昭和60年6月
施設内容	敷地面積：22.3ha 主な施設：サイクリングロード、芝生広場、ピクニック広場、駐車場、キャンプ場ほか
利用料金	コインシャワー 500円/回 コインランドリー 500円/回 レンタサイクル 3,000円/台
開館時間	24時間一般利用可能
休館日	12月28日から1月3日まで

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	- 施設設備の維持管理に関する業務（清掃、保安警備、保守管理、修繕等） - 利用許可、行為許可、占用許可、利用料金の徴収等に関する業務 - 利用促進に関する業務 - 利用者への案内、附属設備および備品の貸出、利用者へのサービス提供に関する業務
---------	--

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：4人、契約職員：2人〔計 7人〕
	【体制図等】 <pre> graph LR A[園長] --- B[管理スタッフ（社員）4名] A --- C[管理スタッフ（出向社員・常駐）2名] </pre>

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R7年度								1,317	1,101	918	672	1,476	5,484
	R6年度								-	-	-	-	-	-
	増 減								-	-	-	-	-	-

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	R7年度								0	0	0	0	0	0
	R6年度								-	-	-	-	-	-
	増 減								-	-	-	-	-	-

5 収支の状況

区 分			令和7年度	令和6年度	増 減
収入	事業収入		0	-	-
			0	-	-
			0	-	-
		小 計	0	-	-
	事業外収入	県委託料	5,484	-	-
			0	-	-
		小 計	5,484	-	-
	計		5,484	-	-
支出	人 件 費		3,597	-	-
	管理運営費		2,848	-	-
	事 業 費		158	-	-
	計		6,603	-	-
収 支 差 額			-1,119	-	

6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	雇用契約書	-	-	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	-	-	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	-	-	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	9時間(休憩1時間)	-	-	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	タイムカード	-	-	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	1ヶ月 公休9日	-	-	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	295,266円	-	-	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	-	-	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	100%	-	-	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	-	-	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	実施			
	産業医の選任	選任の要否： 否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否： 否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否： 否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否： 否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり

（参考）

○労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）

- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
- ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
- ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
- ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
- ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
- ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
	実績なし、整備工事終了後に取り組む予定

8 利用者意見への対応

利用者意見 の把握方法	整備工事終了後に検討
----------------	------------

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
なし	

利用者からの積極的な評価
なし

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
実績なし、整備工事終了後に取り組む予定

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
特になし

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	・日常的な巡視、点検、清掃を実施した。 ・専門の業者による設備の点検を実施し、適切に施設を管理した。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・協定に基づいて利用料金等徴収規程などを適正に整備した。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・利用問合せに対し、適切に案内を行った。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・HP等を利用して施設の情報発信を行った。 ・年度途中からの事業開始であり、イベントは実施しなかったが、R8年度以降は実施予定。
〔収入支出の状況〕	2	・計画に比して支出が多かった。（主な要因：人件費の増加）
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	・施設整備の作業量が事前の見込みよりも多かったため、計画より多くの職員を配置した。 ・計画通りに処遇改善を行った。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	2	・毎月の内部検査を実施した。 ・一部経費について、区分を誤って計上した。 ・事業報告書の提出遅れが複数回あった。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	2	・36協定の届出遅延があった。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・年度途中からの事業開始であり、障がい者就労施設等への発注は行わなかったが、R8年度以降の発注を検討中。
総 括	3	・年度途中からの事業開始であり、評価対象となる業務の実施機会が少なかった。 ・施設整備が完了しておらず、利用受付、料金徴収および減免処理などの業務は行わなかった。 ・頻回な除草を行い公園機能の向上に務めた。 ・整備工事完了後は、イベントの実施等の利用促進を積極的に行うとともに、利用者ニーズの把握方法についても検討し、公園の魅力向上に取り組んでいただきたい。 ・倒木や落枝が生じやすいため、引き続き日常的な巡視を行い、危険箇所の早期発見、早期対応に務めていただきたい。

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。